

市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告受付・相談

とき:2/18(月)～3/15(金)(土・日曜日を除く)9:00～16:00

ところ:公会堂、下記会場※申告のみの方は、2/1(金)から(2/18(月)～3/15(金)を除く)市民税課でも受け付け可

出張受付・相談 ※時間は9:30～12:00、13:00～15:30

とき	ところ	とき	ところ	とき	ところ
2/20(水)	東部地区市民館	2/28(木)	アイプラザ豊橋★	3/7(木)	東陵地区市民館★
	天伯校区市民館		五並地区市民館		3/8(金)
2/21(木)	野依校区市民館	3/1(金)	アイプラザ豊橋★	3/11(月)	
	杉山地区市民館		大崎校区市民館		老津校区市民館
2/22(金)	豊橋市体育協会	3/4(月)	石巻校区市民館	3/12(火)	賀茂校区市民館 (午前中のみ)
2/25(月)	中央図書館		西郷校区市民館 (午前中のみ)		嵩山校区市民館 (午前中のみ)
2/26(火)	谷川校区市民館		二川南校区市民館		幸校区市民館
	二川校区市民館	3/5(火)	大清水地域福祉センター★	本郷地区市民館★	
2/27(水)	アイプラザ豊橋★		3/6(水)	高豊地区市民館	石巻地区市民館★
		東陽地区市民館★			

※★は施設入口から申告会場までバリアフリー

※車でお越しの方はアイプラザ豊橋が便利

申告が必要な方

平成31年1月1日現在で市内在住かつ左記の確定申告の義務がなく、次のいずれかに該当する方

- (1) 給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
- (2) 収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 給与所得(退職所得を含む)や公的年金などに係る雑所得以外の所得(営業等、農業、不動産など)がある
- (4) 平成30年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象になっている方を除く)

市民税・県民税の税額計算には、納税通知書の送達までに申告しないと算入されない所得や控除がありますのでご注意ください。



申告の方法

持ち物

- ・申告書、印鑑
- ・給与・公的年金の平成30年分源泉徴収票(原本)
- ・青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類
- ・各種控除(社会保険料・生命保険料・医療費など)を受けるための証明書
- ・配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)の写しを各1部
- ・配偶者や扶養控除、専従者控除などを申告する場合は扶養親族や専従者のマイナンバーがわかるもの
- ・代理の方が申告する場合は代理の方の身元確認書類(写真付きでない場合は2つ以上必要)と委任状

提出方法

直接または郵送で申告書を市民税課(〒440-8501 住所不要)



所得税及び復興特別所得税の確定申告と 市民税・県民税の申告期限は3月15日(金)です

問合せ：確定申告について／豊橋税務署(☎52・6201 ※自動音声案内)、e-Tax^{イータックス}について／ヘルプデスク(☎0570・01・5901)、
市民税・県民税の申告について／市民税課(☎51・2200～2207)

所得税及び復興特別所得税の確定申告

平成30年1月1日～12月31日の所得を3月15日(金)までに申告してください。

申告が必要な方

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える
- (2) 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- (4) 年金受給者で、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある(公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得金額が20万円以下の場合には不要)
- (5) 個人の事業・不動産所得者や土地・建物、株などを売却した方で平成30年分の各種所得金額の合計が所得控除の合計より多くなる

申告の方法

豊橋税務署の受け付けで申告

とき: 2/18(月)～3/15(金)の月～金曜日、2/24(日)、3/3(日)9:00～16:00 ※会場の混雑状況により案内を早めに終了する場合あり

持ち物

- ・ 申告書、印鑑
- ・ 給与・公的年金の平成30年分源泉徴収票(原本)
- ・ 青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類
- ・ 各種控除(社会保険料・生命保険料・医療費など)を受けるための証明書
- ・ 本人名義の預貯金通帳
- ・ 配偶者・被扶養者の収入金額がわかるもの、配偶者や扶養親族の方のマイナンバーがわかるもの
- ・ マイナンバーカードまたは通知カードと身分確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)

郵送で申告

申告書を豊橋税務署(〒440-8504住所不要) ※e-Tax(電子申告)でも提出可。申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」などで作成可

年金受給者の方へ

毎年、「源泉徴収票」と「年金振込通知書」を間違える方が増加しています。必ず、「源泉徴収票」をお持ちください。



平成30年分 公的年金等の源泉徴収票	
氏名	〒440-8504 豊橋市 〇〇〇〇
住所	〇〇〇〇〇〇
所得	源泉徴収票
控除	社会保険料 生命保険料 医療費
合計	

確定申告に関する相談会

事前相談会

とき: 2/6(水)～2/15(金)の月～金曜日(2/11(祝)を除く)9:00～16:00
ところ: 豊橋税務署 対象: 年金受給者、住宅取得者
その他: 住宅取得者の控除を受けるための要件など詳細は国税庁ホームページ参照

税理士による無料税務相談

とき: 2/18(月)～3/5(火)の月～金曜日9:30～12:00、13:00～15:30
ところ: 公会堂 対象: 次のいずれかに該当する方①事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得があり、平成29年分の所得金額が300万円以下(消費税の課税事業者の場合は、平成28年分の課税売上高が3,000万円以下の方)②給与所得者、年金受給者